

佐伯市地域福祉計画 佐伯市地域福祉活動計画

第3期 実施計画(令和元年度～令和5年度)

令和5年度実施報告書



令和 6 年 8 月

佐 伯 市

佐伯市社会福祉協議会

《目 次》

基本目標1 やさしい心と人づくり	……(市) P.1～P.5、(社協) P.20～P.27
基本目標2 支えあう地域づくり	……(市) P.6～P.9、(社協) P.28～P.38
基本目標3 サービスを利用しやすいしくみづくり	……(市) P.10～P.15、(社協) P.39～P.47
基本目標4 安全・安心なまちづくり	……(市) P.16～P.19、(社協) P.48～P.51

佐伯市地域福祉計画

令和5年度実施報告書



佐 伯 市

基本目標Ⅰ やさしい心と人づくり

A 順調に推移
C やや不足していた

B 概ね順調に推移
D 不足していた

Ⅰ 地域の交流・ふれあいの促進(Ⅰ～8) Ⅱ 福祉意識の醸成(9～13) Ⅲ ボランティア・NPO等の育成(14～20) Ⅳ 関係団体の活動促進(21～26)

【行政の取組】

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況	令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
Ⅰ 地域の交流・ふれあいの促進(Ⅰ～8)							
1	「さいきの茶の間」の推進	・高齢化が進展する中で、家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、地域での生活の助長、社会的孤立感の解消、地域間交流、介護予防等を図るため「さいきの茶の間運営事業」に要する経費を助成します。 ・助成要件について検討し、新規団体や参加者の増加に努めます。	高齢者福祉課	R1 A R2 A R3 B R4 B R5 A	新たに5か所の茶の間の開設し、3か所が休止したため、3月末時点で、60か所が実施しています。 また、介護予防活動として、希望団体へ出前教室を実施しました。教室の中でフレイルチェックシートを活用し、運動・栄養・口腔機能等について優先的に専門職の派遣が必要な団体へ医療専門職の派遣を行いました。	地域の交流の場ができる事で、高齢者の介護予防・生きがいづくりの場が増えました。 今後も、介護予防に資する活動をさらに地域に浸透させるよう活動団体の増加に努めます。また、フレイルチェックの個人結果をもとに、必要に応じて専門職の派遣を行っていきます。 助成要件についても検討を継続していきます。	A
2	「ふれあい・いきいきサロン」の推進	・家に閉じこもりがちな高齢者や要介護者になるおそれのある高齢者等を対象に、社会的孤立感の解消や自立生活の助長、介護予防を図るためのサロン事業を実施します。	健康増進課	R1 A R2 B R3 B R4 B R5 B	佐伯市社会福祉協議会に委託し、事業を実施しました。自主型と支援型を合わせて145カ所、述べ2,442回実施しました。1,718人が登録し、述べ17,880人の参加がありました。めじろん体操や軽スポーツ、レクリエーション等の活動で、高齢者の介護予防の推進が図られました。	高齢化により、自主型サロンのお世話役の人材不足等の課題があります。通いの場等の統合を行い、さらなる介護予防の推進を行うため、サロン事業の担当課を、令和6年度から高齢者福祉課へ移管します。	A
3	敬老会への支援	・高齢者に敬意を表し、長寿を祝福するために、地域で開催されている敬老会行事に対して助成を行います。 ・敬老会への補助についての周知を図り、開催地区の増加に努めます。	高齢者福祉課	R1 B R2 B R3 B R4 B R5 A	【高齢者福祉課】 市内全区长に、敬老会補助金に係る申請書類を配布し敬老会の開催に対する補助の案内を行いました。 敬老会の開催地区は66カ所で2,043名の方が参加し、204万3千円の補助金を支給しました。	【高齢者福祉課】 市内の新型コロナウイルスの感染者が大きく減少しており、開催地区及び参加者が大幅に増加しました。	A
4	障がい者の交流の場づくりへの支援	・障がい者の社会参加・交流支援の一環として、佐伯市福祉ふれあい運動会や各種スポーツ大会への支援を行います。	障がい福祉課	R1 A R2 B R3 B R4 B R5 A	佐伯市ふれあい運動会を行い、7事業所129名の参加がありました。また、大分県障がい者スポーツ大会へ55名の選手が参加できました。	引き続き障がい者団体や障がい者福祉施設等と連携しながら、障がい者の交流の場づくりの支援を行っていきます。	A
5	地域子育て支援拠点や放課後児童クラブの充実・強化	・保護者の子育てに対する不安感の緩和や、保護者・子ども同士の交流を促進するため、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブの充実・強化を図ります。 ・地域子育て支援拠点間のネットワーク、NPO、ボランティア等の民間支援団体とのネットワークの充実・強化に努めます。	こども福祉課	R1 A R2 A R3 A R4 A R5 A	子育て中の親子が気軽に集える交流の場づくりやきめ細かな子育ての相談体制を引き続き実施できました。市内の地域子育て支援拠点と児童館が協同し、さいき城山桜ホールで実施されたイベントでパネル展示や子ども向けのゲーム等を行いました。 地域子育て支援拠点 7カ所 延べ利用者数 26,598人(R6.3.31) 放課後児童クラブ 24クラブ 登録児童数 861人(R5.4.1)	基本的に現計画を踏襲するとともに、他の課とも協力して、活動についての周知を図り、利用者の増加に努めていきます。	A
6	子どもの居場所づくりに対する支援	・子どもたちの孤立を防止し、健やかに育成される環境整備をすることを目的に、食事の提供と居場所づくりを行う事業に対する経費を助成します。	こども福祉課	R1 A R2 A R3 A R4 A R5 A	前年度に引き続き、こども食堂の新規開設にともなう事業経費への助成を目的とした予算を確保しました。既存の5団体に加え、令和5年度は1団体の新規開設があり、新規開設者に対し助成を行いました。 ・新規開設者 弥生地区 子ども食堂ひだまり	増加する共働き家庭やひとり親家庭への支援、孤立化する高齢者の孤食問題が危惧されており、居場所の存在となるこども食堂の開設は、これらの問題解消につながることから、今後も開設に向けての支援を継続していきます。	A

No.	施策名	施 策 内 容	担当部署	実施状況		令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価	
7	地域とともにある学校づくりの推進	・ コミュニティ・スクールの設置、拡大により、学校運営に地域の声を積極的にいかし、学校と地域が相互に連携・協働した取組をさらに進めます。	学校教育課	R1	A	新型コロナの5類移行に伴い、佐伯市内の12中学校区ごとに設置された学校運営協議会において、対面での開催を行うことができました。学校と地域が目指すべき子ども像や教育目標を共有し、協議を重ねながら各地区における課題解決に向けて取り組みを進めることができました。	各コミュニティ・スクールにおいて課題に対する協議は行われていましたが、地域・家庭・学校が目標に向かって何をするのかという具体的な行動目標等の設定やコミュニティ・スクールの趣旨や取組内容に関する関係者への周知に課題がみられました。今後、コミュニティ・スクールの趣旨や取組についての説明を丁寧に行うとともに、熟議テーマや具体的な行動目標設定の方法等についての解決策を示して取組を進めていきます。	A	
				R2	B				
				R3	B				
				R4	B				
				R5	A				
8	地域行事への支援	・ 地域住民同士の交流を促進するため、地域の中で様々な世代の人が参加できるお祭りや催し等への支援に努めます。	全庁	R1	A	市内、各種団体が開催する事業やイベントについて、市報・ケーブルテレビ・各報道機関への広報依頼に加え、市ホームページ等を活用し情報発信を行い、広く周知を図りました。	市報・ケーブルテレビ・ホームページなどからの発信情報を行っていますが、新たにYouTubeなどからも参加の促進に取り組みます。	A	
				R2	A				
				R3	A				
				R4	A				
				R5	A				
2 福祉意識の醸成(9～13)									
9	「佐伯市人権施策基本計画」「佐伯市人権施策基本計画に係る実施計画」の推進	・ 部落差別解消推進法(平成28年施行)、障害者差別解消法(平成28年施行)、ヘイトスピーチ解消法(平成28年施行)の三つの法律を反映した「佐伯市人権施策基本計画」及び「佐伯市人権施策基本計画に係る実施計画」に改定します。 ・ これらの計画に基づき、今後も部落差別をはじめとした様々な人権問題に関する啓発等の活動を計画的に推進します。	福祉保健企画課	R1	B	さまざまな人権課題の解消につながる啓発・教育に関する事業を実施しました。 ①佐伯市人権講演会(1回・500人) ②人権市民講座(1回・40人) ③事業所訪問(4か所・22人) ④企業研修(9回・307人) ⑤啓発展示(2回・延600人) ⑥人権標語(約757人) ⑦人権の花(1校・36人) ⑧市報・市HP・SNS等広報啓発	人権教育・啓発に関する意識向上のためのあらゆる事業については、集客に苦慮しますが、講演会に映画という親しみやすい手法を用いたり、映画監督や主演俳優のトークショーを実施することで定員に達することができました。今後も映画やトークショー等を用いて参加者に分かりやすい人権啓発に取り組んでいきます。 また、人権標語表彰式を講演会とともに実施したことで、多くの市民の人権意識を向上することができました。また、多くの人々に啓発展示を見て頂き、市民の人権意識を向上することができました。また、人権の花運動では、佐伯支援学校の児童がお花を育てていくことの大変さと喜びを感じることができました。 また街頭啓発にて、人権啓発についてのチラシやパンフレット等のみならず、人権啓発についてのシールを貼ったストローやジップロック等配布された方も喜ぶ啓発品と一緒に配布しました。	A	
				R2	A				
				R3	A				
				R4	A				
				R5	A				
10	人権・同和教育研究会等の開催	・ 佐伯市人権・同和教育研究会と共同で実施している人権・同和教育研究会やブロック別研修会等についての周知を図り、多くの市民が参加できる体制づくりに努めます。	学校教育課 社会教育課	R1	B	【学校教育課】 ブロック人権・部落差別解消教育研究大会を7会場(渡町台小・八幡小・佐伯南中・佐伯城南中・明治小・直川小・蒲江翔南学園)で開催し提案授業、レポート討議を行いました。佐伯市人権・部落差別解消教育研究会では、進路・学力保障に関する調査や、自主活動の取組のレポート作成をまとめた冊子「佐伯市の人権教育」を作成・配付しました。また、4年ぶりに夏期研修会を開催することができました。	【学校教育課】 部落差別の問題を扱った授業参観や実践レポートの意見交流を通して、改めて差別の現実から学ぶことの大切さを見直すことができました。また、夏期研修会において、島崎藤村の『破戒』の鑑賞から、部落差別の実態や被差別の苦しみ等について学びを深めることができました。今後も子どもたちの豊かな人権感覚を養い、差別を許さないという態度を育てていくために、研修の方法や内容を工夫しながら進めていきます。	A	
				R2	B				
				R3	B	【社会教育課】 LGBTQに関した人権研修会や関係機関とのネットワーク会議を実施したほか、県と連携した外国人に対する人権に関する講座等を行いました。鶴谷中学校では、世界の紛争地帯等で活動する医師を招き、特別講演会「地球のステージ」を開催し500名を超える参加がありました。また、公民館等の職員を対象とした部落差別問題に関するフィールドワークを行いました。	【社会教育課】 研修会やネットワーク会議を継続的に実施したほか、県と連携した「外国人」に関する人権講座等、新たな取り組みを行うことができました。 今後も継続して、大分県や市内の人権関係団体と連携しながら、計画的、継続的な人権教育を推進し、新たな人権問題にも対応した学習内容の充実を図っていきます。		
				R4	B				
				R5	A				

No.	施策名	施 策 内 容	担当部署	実施状況		令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
11	人権学習会の開催	・ 市民が身近な地域で人権について学習できるよう、地区公民館において「地区別人権学習会」や「高齢者学級人権学習会」等を開催し、参加者の増加を図るため、周知にも努めます。	社会教育課	R1	B	各地区公民館等で実施する高齢者教室17学級で人権学習会を開催し、587名の参加がありました。また、女性学級の5学級でも人権講演会を開催して111人の参加があり、人権意識の啓発を行いました。	新型コロナウイルスの影響が少なくなり、昨年度と比べて受講者は増加しました。 各地域で行われる高齢者学級等の講座に引き続き、人権学習を盛り込み、人権意識の高揚に努めます。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			
12	学校における人権教育の推進	・ 「大分県人権教育推進計画」、「佐伯市長期総合教育計画」に基づき、児童生徒の人権意識の醸成を図り、地域の協力を得ながら学校における人権教育の一層の充実に努めます。 ・ 協力的、参加的、体験的な人権学習を推進するため「体験的参加型人権学習」を取り入れた授業を推進します。	学校教育課	R1	B	「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」に基づき、各学校において具体的な取組の推進を図りました。人権尊重を日常生活習慣として身に付け実践する力や、互いに尊重し合い差別や偏見を解消する力を育むこと等を目的に、各学校が策定している人権教育の年間指導計画に基づき実践することができました。また、経験年数の浅い教員を対象とした人権フィールドワークも実施しました。	学校においては、いじめの問題や部落差別を始めとしたさまざまな人権に関する課題が存在しています。SNS等インターネットを介した差別問題への対応やその解決に向けて、児童生徒への人権に関する知的理解、意識、態度等の育成を図るとともに、教職員の指導力向上、保護者や地域と連携した取組をさらに進めていく必要があります。	A
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	A			
13	学校等での福祉体験教室の開催支援	・ 学校教育や社会教育の場で手話の体験教室の開催を支援します。	障がい福祉課	R1	A	市内2小学校の3年生～6年生を対象に延べ6日間、手話の体験教室を開催しました。	障がい福祉課内に手話通訳者を2名配置しており、引き続き、学校や地域からの支援依頼があれば、対応できる範囲で支援を行っていきます。	A
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	A			
3 ボランティア・NPO等の育成(14～20)								
14	ボランティア養成講座の開催	・ 手話奉仕員養成講座を開催します。	障がい福祉課	R1	A	手話奉仕員養成講座(昼の部・夜の部共に47回)及び上級講座(10回)を開催し、養成講座34人、上級講座12人の計46人が受講し、うち39人が修了しました。	引き続き手話奉仕員養成講座を開催します。また、手話技術のレベルアップを目指す方を対象とした上級講座を開催し、手話通訳ができる方を養成します。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4	A			
				R5	A			
15	ボランティア・NPOに関する広報	・ 市報やホームページ、ケーブルテレビ等の多様な広報媒体を活用し、ボランティア・NPOに関する広報の充実に努めます。	地域振興課	R1	A	市報、ホームページにより、ボランティア・NPO団体等を対象にした補助事業を紹介し、また、大分県が運営するwebサイトおおいのNPO情報バンク「おんぼ」によりNPOの概要や活動状況などの紹介を行いました。	補助事業等の紹介により、団体からの応募、事業実施に繋がっています。引き続き、様々な広報媒体を活用し、ボランティア・NPOに関する広報の充実に努めます。	C
				R2	C			
				R3	C			
				R4	C			
				R5	C			
16	ボランティア・NPOに関する講演会・研修会の開催	・ ボランティア・NPOに対する理解促進と、活動団体の組織・運営力の強化を図るため、講演会・研修会を開催します。	地域振興課	R1	B	ボランティア・NPOに関する講演会・研修会の開催については、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後も慎重な対応を求められたため、開催することができませんでした。	この数年は新型コロナの影響によりNPO団体等の活動自粛や講演会・研修会の中止を余儀なくされ、団体等の組織・運営力の衰退が懸念されます。 団体等の組織・運営力の強化を図るため、研修会や情報交換会等の開催に取組みます。	D
				R2	C			
				R3	D			
				R4	D			
				R5	D			
17	ボランティア・NPOの活動拠点の充実	・ ボランティア・NPOの活動を支援するため、「まちづくりセンター(よろうや仲町)」の拠点施設としての機能の充実・強化を図ります。 ・ 平成32年度(2020年度)に開設予定の「さいき城山(しろやま)桜(さくら)ホール」へのスムーズな機能移転を図ります。	地域振興課	R1	B	まちづくりセンター「よろうや仲町」の閉館後は、さいき城山桜ホールの交流スペースに活動拠点を移し、打合せや会議に利用するなど、供用を開始しています。 まちづくり交流倶楽部に対して現在の活動状況、桜ホールの利用状況、今後の利用希望等についてのアンケート調査を実施した。 また、アンケート調査結果を踏まえた意見交換会を実施し、6団体の参加があった。それぞれの活動やその情報発信、活動拠点についての意見交換がなされ、まちづくり交流倶楽部の活動を継続させていく方針が確認された。	交流スペースは、市民団体等に限らず、多くの市民も利用しています。 ※基本目標2 36さいき城山(しろやま)桜(さくら)ホールの利用促進と同様です。	B
				R2	C			
				R3	C			
				R4	C			
				R5	B			

No.	施策名	施 策 内 容	担当部署	実施状況		令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
18	「佐伯市まちづくり交流倶楽部」の充実	・「佐伯市まちづくり交流倶楽部」の充実・強化を図り、SNS*等での情報発信や交流イベントの開催等を行うことにより、ボランティア・NPO等団体相互の交流や市との情報交換、連携を促進します。	地域振興課	R1	B	佐伯市まちづくり交流倶楽部の登録団体数は、27団体です。まちづくり交流倶楽部に対して現在の活動状況、桜ホールの利用状況、今後の利用希望等についてのアンケート調査を実施した。 また、アンケート調査結果を踏まえた意見交換会を実施し、6団体の参加があった。それぞれの活動やその情報発信、活動拠点についての意見交換がなされ、まちづくり交流倶楽部の活動を継続させていく方針が確認された。	アンケート調査や意見交換会の中で、確認された団体活動の情報発信や活動拠点についての課題を解決するための取組を行い、また、団体の活動を佐伯創生推進総合対策事業をはじめとした補助事業による支援を継続することで、まちづくり交流倶楽部の活動を充実させていく。	B
				R2	C			
				R3	D			
				R4	C			
				R5	B			
19	市民と市による協働の推進	・市民活動団体等と行政がともに特性をいかし、多様化する住民ニーズや地域課題に対応するため、「佐伯市協働推進事業」を充実・強化し、市民と市との協働事業の範囲を拡大します。	地域振興課	R1	A	佐伯創生推進総合対策事業（地域が輝く活力向上事業）補助金を23団体に交付しました。このほかにも、ボランティア・NPO団体等を対象に食育等に関する事業を実施する団体に補助金を交付しました。	佐伯創生推進総合対策事業（地域が輝く活力向上事業）補助金や食育等に関する事業補助金を交付することにより、多様化する住民ニーズや地域課題に取組み、支援していきます。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4	A			
				R5	A			
20	市民参加制度の条例の制定	・自治体運営に関する指針や、住民が自治体運営に参加する際の基本的な考え方、ルールを定め、共通の指針とすることにより、市民参加を促進し、住民の意思を反映した行政運営を達成するための条例の制定を検討します。	コミュニティ創生課	R1	D	自治基本条例の制定について、総合政策部と協議を行い、制定しないという結論に至った。	本市には、既に議会基本条例が制定されていることや、令和2年度には佐伯市地域コミュニティ推進指針も策定されていることから、さらに自治基本条例を制定することの必要性が薄いと判断となりました。今後は、佐伯市地域コミュニティ推進指針の改訂を行いながら、持続可能な住民自治を推進していきます。	-
				R2	C			
				R3	D			
				R4	A			
				R5	-			
4 関係団体の活動促進（21～26）								
21	社会福祉協議会の活動支援	・本市の地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会との連携をさらに強化し、情報提供や活動支援の充実・強化を図ります。	福祉保健企画課	R1	A	算定方法に基づき佐伯市社会福祉協議会に対する地域福祉事業補助金を下記のとおり交付しました。 ・補助金 68,752,000円	地域福祉の一担当課ではなく、福祉保健企画課が担当することで、福祉保健部全体を総括する視点から取組を進める体制を維持しています。令和5年度は、これまでのやり方を踏襲した形での取組と、毎月1回、市と社協とで、課題の進捗管理や情報共有を行う定例会議を継続しており、今後は、連携強化の取組をさらに進めることが期待できます。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4	A			
				R5	A			
22	民生委員児童委員協議会の活動支援	・地域福祉の担い手である民生委員児童委員協議会に対し、その活動や運営支援を行います。	社会福祉課	R1	A	民生委員児童委員協議会に対する補助金を下記のとおり交付しました。 民生委員児童委員協議会会長会や研修会へ参加し、現状での困りや意見等を収集し、市からの情報提供も随時行いました。 ・補助金 25,588,740円	令和4年度に行われた改選から民生委員児童委員候補者を区長に推薦してもらう方式としましたが、引き続き9地区で民生委員が不在となり、後任者がみつからないままでした。令和7年の一斉改選にむけて、民生委員児童委員の担い手不足が懸念されます。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4	A			
				R5	A			
23	老人クラブの活動支援	・佐伯市老人クラブ連合会及び単位クラブが実施する、高齢者の生きがいと健康づくりのための活動や、介護予防を目的とする活動等への支援を行います。 ・老人クラブの意義や目的の周知を図り、減少傾向にある老人クラブの加入促進に努めます。	高齢者福祉課	R1	B	【高齢者福祉課】 老人クラブ連合会補助金や単位老人クラブ活動費を5,824千円（四捨五入）助成し、活動の支援を行っています。令和5年度は、65団体、1,944人が活動に参加しました。	【高齢者福祉課】 前年と比べて単位老人クラブ数1団体、会員数112人減少しました。 全国的に老人クラブ数及び会員数が減少傾向にあり、本市においても同様となっています。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況		令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
24	障がい者団体の活動支援	・身体・知的・精神障がい者等の関係団体との連携強化を図るとともに、障がい者スポーツ・文化活動等の支援を行います。 ・在宅の障がい者の活動への参加を促進します。	障がい福祉課	R1	A	大分県障がい者スポーツ大会やときめき作品展が開催され参加支援をすることができました。また、桜ホールで福祉ふれあいフェスタを開催し、障がい者の作品展示や施設産品の無料配布などを行いました。	引き続き障がい者団体や障がい者福祉施設等と連携しながら、障がい者のスポーツ・文化活動等の支援を行います。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			
25	母親クラブの活動支援	・地域の世代間交流や子どもの事故防止活動等を行う活動をしている、母親クラブの活動を支援します。	こども福祉課	R1	A	地域組織活動の支援として地域の世代間交流や、子どもの事故防止活動、子育て情報誌の発信に取り組む母親クラブ(9団体)の支援を継続し実施しました。(10団体の内、1団体は活動休止)	地域の世代間交流や子どもの事故防止活動等を行う活動をしている母親クラブの活動を支援します。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4	A			
				R5	A			
26	健康づくり地区組織の活動支援	・地域の健康づくり組織・食生活改善推進協議会や運動普及推進協議会等の活動支援を行います。 ・健康づくりの意義や目的の周知を図り、会員数の増加に努めます。	健康増進課	R1	A	食生活改善推進員(食推)は7支部で活動しており、令和5年度の会員数は120人、53回の活動で、延べ193人の会員が活動しました。新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことで、会食を再開し、市が行う諸環境整備事業への協力など、活動の量や幅も増加しました。食推の学習会に4回以上参加することで食推に入会できる制度も浸透し、7人が食推への加入を希望しました。	会員数が10人以下の支部がある、会員の高齢化(R5の会員の平均年齢:71.4歳)、会員数が増加しない、などの課題もあるため、引き続き食推の活動を支援していきます。	B
				R2	A			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			

基本目標2 支えあう地域づくり

A 順調に推移	B 概ね順調に推移
C やや不足していた	D 不足していた

1 地域のネットワークづくりと支えあい活動の促進(27～35) 2 活動拠点の確保(36～40)

【行政の取組】

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況	令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
1 地域のネットワークづくりと支えあい活動の促進(27～35)							
27	支えあいの地域ネットワークの推進	・ 社会福祉協議会と連携し、身近な地域単位での支えあいのネットワークづくりを推進します。	社会福祉課	R1 A R2 A R3 A R4 A R5 A	社会福祉協議会が取り組む各種事業に対し、財源的な協力や公共施設の活用等を通じて支援を継続しています。	現在、社会福祉協議会が中心となって取り組んでいる人材育成や拠所の整備等に関して、引き続き積極的な支援を行っていく必要があります。	A
28	避難行動要支援者名簿の作成	・ 佐伯市地域防災計画に基づき、災害の発生時、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な人(「災害時避難行動要支援者」)を把握し名簿を作成します。 ・ 平常時の地域における見守りや、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難支援等関係者へ「避難行動要支援者名簿」の提供を行います。	社会福祉課	R1 A R2 A R3 B R4 A R5 A	災害時避難行動要支援者については4半期に1度名簿情報を更新しており、新規対象者や未返信者には同意書を発送し、同意を得た1,208人分の名簿を区長及び民生委員に提供しました。また、消防署に加え、佐伯警察署にも名簿を提供しました。	避難行動要支援者名簿の提供に関する同意書を発送し、令和5年5月末時点で返信が無かった約192名に対して訪問や施設入所者の確認等を行いました。その後3回の名簿情報更新を経て、新たに対象となった方も含め令和5年度末時点で同意・不同意の意思確認ができていない方は、237人となっています。	A
29	認知症サポーターの育成	・ 大分県で養成されたキャラバンメイト(認知症サポーター養成講座の講師役)を地域の会合等に派遣し、地域で認知症高齢者を見守り、支える「認知症サポーター」を育成します。 ・ 若い世代を対象としたサポーター養成講座の開催回数を増やし、認知症に対する理解を広げていきます。	高齢者福祉課	R1 A R2 B R3 B R4 A R5 A	・ 認知症サポーター養成講座28回(市役所6回・出張開催22回)、計725人が受講しました。ステップアップ講座5回(出張開催)は、47人が受講しました。地域で認知症高齢者を見守り、支える取組むのために、キャラバンメイトが認知症搜索模擬訓練のなかで地域の住民向けに講和も実施しています。 ・ 今年度は、SOSネットワークに協力機関として登録された佐伯市薬剤師会の事業所向けにも開催しました。また、小学校・中学校・高校にてサポーター養成講座も開催し若い世代向けにもサポーター育成ができました。さらに、高校生にはアルツハイマーデー等認知症事業の啓発のためのイベントにも参加してもらっています。	・ 今年度は、定例開催が安定的に開催され(定例開催6回、参加者計58人)、薬剤師会事業所向けも計9人の参加で、新たな分野向けに養成ができました。生活支援体制整備事業との連携で、有償ボランティア向けに認知症サポーター養成講座やステップアップ講座も実施出来たことで、支援内容の充実に繋がりました。 ・ 今後は計画的に小学校・中学校への養成講座実施に向けて取組みます。若い世代へのサポーター養成講座は今後も毎年続けて行うことが効果的であると考えます。講師となるキャラバンメイトの養成数が不足していることが課題です。	A
30	徘徊SOSネットワークの見直し	・ 認知症に関わるサービス事業者間の連携強化を図るとともに、警察、消防やバス等の交通機関、商店等の身近な生活に関わる事業者等にも協力を要請しながら、制度の更なる周知と、登録者、登録事業者の増加を目指します。さらに、ネットワークの実効性の向上を図ります。	高齢者福祉課	R1 B R2 B R3 B R4 A R5 A	令和5年5月から、SOSネットワーク事前登録者向けに「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」を開始しました。緊急システムにおける協力機関は佐伯市薬剤師会事業所が加わり、235事業所まで増えました。実際に登録者が行方不明になった事例はありませんでしたが、市外の行方不明において協力期間に依頼を2件行いました。協力機関向けの情報伝達訓練を1回実施し、実際の搜索のフローに従って訓練出来ました。認知症搜索模擬訓練も1回実施し、地域住民・警察・消防とも連携を確認も出来ました。また、打ち合わせ会議を警察・消防も交えて1度実施し、活用しやすい体制づくりのため手続きの簡素化を図りました。	今年も認定期間が要介護1の新規認定者と要介護2の新規認定者を対象に認定結果と一緒に「佐伯市SOSネットワークに登録しませんか?」というチラシを同封し引き続き周知しています。個人賠償責任保険も導入したことで、SOSネットワーク事前登録者が増加しました。認知症事業の各種イベントで普及啓発も実施しています。また、協力機関は佐伯市薬剤師会事業所が加入し、認知症サポーター養成講座も実施しました。引き続き協力機関の増加にも努めます。警察・消防・協力機関とも連携した情報伝達訓練・搜索模擬訓練も引き続き実施します。	A

No.	施策名	施 策 内 容	担当部署	実施状況		令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
31	高齢者見守りネットワークの活動推進	・ 高齢者が地域において孤立しないよう、日々の声かけ等により、関係者やボランティアによる見守りネットワークの活動を推進します。 ・ 大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクトと佐伯市SOSネットワークとの連携を深め、より実効性のある広域的な見守りネットワークの構築を検討します。	高齢者福祉課	R1	B	・地域包括支援センターは「包括さいき」では佐伯・上浦地域（圏域1）、「包括ばんじょう」では弥生・本匠・宇目・直川地域（圏域2）、「あまべ」では鶴見・米水津・蒲江地域（圏域3）を対象とし、社会福祉協議会や民生委員等との連携を図りながら、高齢者が孤立しないよう困りごとの相談にも速やかに対応できるようにしています。 ・大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクトと連携した事例はありません。SOSネットワークの事前登録に繋げることが広域的な見守りにも繋がるため対象者には登録を勧めました。	・高齢者世帯や独居高齢者の増加にともない、相談件数は昨年に比べ多く、相談内容も複雑化しております。地域の互助による見守り活動としてネットワーク構築している地域もあります。生活支援体制整備事業の取組みを通して、高齢者が地域で孤立しないよう見守りネットワークの活動を支援していきます。 ・大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクトの取組みとの連携はしていませんが、認知症施策推進事業のSOSネットワークの事前登録普及拡大とSOS協力機関との協定事業所の拡大を目指し、認知症高齢者の実効性のある見守り体制の構築を目指します。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			
32	支えあう地域づくりの促進（生活支援体制整備の拡充）	・ 日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活が継続できるよう「生活支援コーディネーター」による地域ニーズの把握やネットワークの構築、サービスの担い手の養成、不足するサービスの構築等を行います。あわせて、地域住民の「自助・互助」の力を最大限にいかしつつ、住民自らがお互いに支えあえる地域づくりの促進に努めます。	高齢者福祉課	R1	B	・有償ボランティアグループの活動範囲が各地域全域ではないため、支援が不足している地域において新規有償ボランティア立ち上げに向けた取組みを実施しました。 ・令和5年度は住民主体の生活支援サービス等と地域課題を繋げるため、「生活支援コーディネーター（SC）とケアマネジャー（CM）の連携」を強化するため研修を実施しました。 ・大分県のモデル事業を活用し、「移動支援」の地域課題解決に向けて取組みを実施しました。	・新たな有償ボランティアグループも立ち上がっておりますが、同時にボランティアグループの継続も課題として声が上がっています。地域課題のニーズに柔軟に対応できる支援を目指すため、認知症事業と連携し、「チームオレンジ」のサポーターとなるための研修を受講してもらうことで幅広い支援に対応出来る体制も少しずつ広がっています。 ・SCとCMの連携については包括支援センター主催の研修会の効果として、協働することで地域課題を解決できる関係性を築くことができつつあります。 ・互助による移動支援の立ち上げを希望する2団体に、大分県のモデル事業に参加することで、道路交通法についての理解を深め、互助の移動支援立ち上げに向けて生活支援コーディネーターと一緒に支援を行うことが出来ました。また、この取組みを実施するなかで公共交通担当課との連携も開始しています。	A
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			
33	要保護児童対策に関わるネットワークの強化	・ 要保護児童対策協議会において、代表者会議、実務者会議、個別事例における関係機関との個別会議を実施することにより、関係諸機関と連携を密にし、ネットワークの充実・強化を図ります。 ・ 大分県の要保護児童対策協議会との広域的なネットワークづくりも検討します。	こども福祉課	R1	A	佐伯市要保護児童対策地域協議会において、毎月、実務者会議を開催することで関係機関での情報共有を図りました。 また学校や病院でのケース会議に参加し個別ケース会議についても連携を図っていきました。 なお、年一回の代表者会議において、大分県ヤングケアラー専門アドバイザーを講師としてお招きし、県下の状況等について周知が図られました。	定期的な実務者会議の開催で、常に最新の情報を関係機関相互で共有できており、個別ケース会議等を通し、支援への取り組みがスムーズに行われています。 また、児童家庭支援センターHOPEが開設されたことで、児童相談所をはじめとした県との連携が強化されました。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4	A			
				R5	A			

No.	施策名	施 策 内 容	担当部署	実施状況		令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
34	コミュニティ組織づくりの支援	・福祉課題を含む、様々な地域の課題を解決し、自主的にまちづくりに取り組むコミュニティ組織の構築について、地域の主体性・自主性を尊重しながら支援していきます。	地域振興課 コミュニティ創生課	R1	A	【地域振興課】 コミュニティ助成事業は3地区に合計480万円を交付し、コミュニティ活動の支援を行いました。また、佐伯創生推進総合対策事業として、各地域の課題解決等を支援するため補助金を交付しました。	【地域振興課】 今後もコミュニティ強化など地域づくりに繋がる事業を積極的に支援していきます。	A
				R2	B	【コミュニティ創生課】 第1期取組地域である青山、西上浦、宇目、直川地域においては、地域コミュニティ協議会を設立し、運用を開始しました。	【コミュニティ創生課】 第1期取組地域（青山、西上浦、宇目、直川地域）においては、各地域で定めたまちづくり計画に基づき運用が始まりました。	
				R3	A	第2期取組地域である渡町台、大入島、鶴見、米水津地域においては、設立準備会を立ち上げ、具体的な組織づくりの検討を行いました。	第2期取組地域（渡町台、大入島、鶴見、米水津地域）においては、全ての地域で地域コミュニティ協議会を設立することができました。	
				R4	A	第3期取組地域である下堅田、木立、上浦、本匠地域においては、「新たな地域コミュニティ組織を考える会」を設置し、新たな組織の必要性について検討を行いました。	第3期取組地域（下堅田、木立、上浦、本匠地域）においては、各地域とも「新たな地域コミュニティ組織が必要である。」との結論に至り、令和6年度から組織設立準備会を立ち上げることになりました。	
				R5	A		第4期取組地域として、上堅田、八幡、弥生、蒲江地域を選定し、検討を始めることになりました。	
35	過疎高齢化集落対策の推進	・高齢化の進行等により将来的に集落の存続が危ぶまれる地域に対して、その実情に応じ生活上の不便を解消する等、適切な対策を進めます。	地域振興課 コミュニティ創生課	R1	B	【地域振興課】 小規模集落等支援事業は10地域が採択され、地域振興等に取り組みました。	【地域振興課】 小規模集落等支援事業を活用した地域の主体的取組を支援します。	A
				R2	B	【コミュニティ創生課】 地域への「目配り」の機能を担うため、過疎高齢化が著しい地域に地域支援員を配置し、地域の課題解決に向けた取組を行いました。あわせて、新たな地域コミュニティ組織づくりにも取り組みました。	【コミュニティ創生課】 これまでの地域支援員の活動に加え、新たな地域コミュニティ組織づくりの業務も担うことで、適切な集落支援を行うことができました。また、地域コミュニティ協議会自らで、有償ボランティアによる生活支援の取組を開始することができました。	
				R3	A			
				R4	A			
				R5	A			
2 活動拠点の確保（36～40）								
36	さいき城山(しろやま)桜(さくら)ホールの利用促進	・誰もが気軽に集まれる市民の居場所として、地域の課題解決や活性化に取り組む市民協働の活動拠点として、平成32年度（2020年度）開設予定のさいき城山(しろやま)桜(さくら)ホール市民協働センターの利用促進に努めます。	地域振興課	R1	B	さいき城山桜ホールの交流スペースを市民団体等が打合せや会議に利用するとともに、多くの市民も交流の場として利用しています。	交流スペースは、市民団体等に限らず、多くの市民も利用しています。	B
				R2	B	まちづくり交流倶楽部に対して現在の活動状況、桜ホールの利用状況、今後の利用希望等についてのアンケート調査を実施した。	※基本目標Ⅰ 17ボランティア・NPOの活動拠点の充実と同様です。	
				R3	C	また、アンケート調査結果を踏まえた意見交換会を実施し、6団体の参加があった。それぞれの活動やその情報発信、活動拠点についての意見交換がなされ、まちづくり交流倶楽部の活動を継続させていく方針が確認された。		
				R4	C			
				R5	B			
37	地域子育て支援拠点の支援・充実	・子育て中の親子の交流の場として気軽に立ち寄ることのできる、市内7箇所にある「地域子育て支援拠点」に加え、平成32年度（2020年度）開設予定のさいき城山(しろやま)桜(さくら)ホール子育て支援室の利用促進に努めます。	こども福祉課	R1	A	さいき城山桜ホール内の子育て・子育て支援室「さくらっ子」において、様々な行事や一時預かりを実施しました。また、他の地域子育て支援拠点事業においても親子同士の交流や子育ての悩み相談などに取組みました。	今後は、子育て中の親子のニーズを聞き取りSNS等を活用した周知広報を図るとともに、さくらホールの利用促進を行いながら保護者の様々な悩みに対応するため関係機関に繋げていくようにしていきたいと考えています。	A
				R2	A	さくらっ子利用実績(R5.4.1-R6.3.31)		
				R3	A	室内広場 16,520人 一時預かり 1,220人		
				R4	A			
				R5	A			

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況		令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
38	公民館講座の減免措置	・地域活動や情報交換の場として公民館がより一層活用されるよう、公民館講座（自主講座）等の利用料減免を行う等、利用しやすい環境づくりに努めます。	社会教育課	R1	B	市内の地区公民館やコミュニティセンターにおいて、市民の活発な活動を促進するため、グループ活動に対し利用料の減免措置のある自主講座の登録をすすめ、233団体が登録しました。令和5年度はより利用しやすくするため、申請期間を年2回から、各月随時に変更しました。	公民館のコミュニティセンター化に伴い、地域コミュニティの拠点施設としての期待も大きくなっており、利用しやすい環境づくりに努め、地域コミュニティの活性化に努めます。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			
39	指定管理者への指導監督	・福祉施設等の指定管理者に対して、施設の適切な運営管理を指導・監督し、市民が利用しやすい施設づくりを推進します。	全庁	R1	B	事業計画・予算書・事業報告書、収支決算書により、事業等が適切に運営・管理されているか確認しました。 令和6年4月1日現在 →162施設 →福祉保健部56施設	引き続き、指定管理者等と連携しながら、市民が利用しやすい施設づくりを推進していきます。	A
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	A			
40	空き家や市有財産の有効活用	・市が所有する空き家情報を活用し、地域の活動拠点としての有効活用に努めます。 ・住民に身近な地域での活動拠点として、未利用の市有財産や公共施設（公民館や学校の空き教室等）の活用を検討します。	コミュニティ創生課 行政マネジメント課	R1	B	【コミュニティ創生課】 ・市の所有する空き家情報を利用し、固定資産税対象者全員へ空き家バンクの周知チラシを配布する等、制度の周知を図りました。また、佐伯宅地建物流通センターとの連携により空き家バンクの登録促進と、内見等の対応の販売促進も実施しました。（空き家バンクR5新規登録件数47件、成約件数27件） ・空き家バンクについては、移住者向けポータルサイト「さいき暮らしな日」のホームページに物件情報や物件の新着情報を掲載して閲覧者に分かり易い公開を行っています。（空き家バンクの閲覧ページビュー：91,124PV） ・お盆時期に空き家無料相談会を市役所で1日実施し、市民や帰省する方等を対象に空き家の利活用や除却等の相談に応じました。【相談件数：8件】 ・本年度は移住者向けポータルサイト「さいき暮らしな日」のサイト内に掲載している空き家バンク登録物件の検索機能を追加するためにサイトの改修を実施しました。	【コミュニティ創生課】 ・広く空き家バンク制度の周知を図ったほか、佐伯宅地建物流通センターとの連携により、制度の存在が市民に浸透し、幅広い地域からの問い合わせや登録へと繋がっている状況です。 ・ホームページ（空き家バンク）の閲覧件数は、年々増加傾向にありますが、令和4年度から53,926PV（前年比：約2.4倍）に大幅に増加しています。令和5年度の新規物件登録数は7件増加しました。また、成約については、例年並みの成約件数で2件の増加になりました。 ・空き家無料相談会は、毎年継続して開催することが重要なため、今後も引き続き実施していく予定です。 ・空き家バンクの物件検索が各項目別に条件設定できるようになったことで、サイト閲覧者からは「検索機能が新設され、欲しい情報の検索が瞬時に把握できるため効率よく閲覧できるようになった。他の市町村にはない機能でとても見易い。」と好印象な御意見を頂いているところです。	A
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	A			

基本目標3 サービスを利用しやすいしくみづくり

A 順調に推移

B 概ね順調に推移

C やや不足していた

D 不足していた

1 情報提供の充実(41~44) 2 相談支援体制の充実(45~52) 3 福祉サービスや健康づくり事業の充実(53~57) 4 権利擁護体制の充実(58~62)

【行政の取組】

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況	令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
1 情報提供の充実(41~44)							
41	広報等による情報提供	・市民ニーズの把握に努め、市報やパンフレット、インターネット、ケーブルテレビ等の様々な媒体を活用して、各種保健福祉サービス等に関する情報提供の充実を図ります。	福祉保健部	R1 A R2 A R3 A R4 A R5 A	市報やパンフレット、ケーブルテレビ等により、各種保健福祉サービス等についての情報提供を図りました。特に佐伯市のホームページを活用し、市民が必要としている情報を迅速に提供できるように努めています。	令和5年度に関しては、ケーブルテレビやホームページ等を活用して、迅速かつ正確な情報提供に努めました。今後もわかりやすい広報を意識した情報提供を行います。	A
42	出前講座・説明会等の開催	・地域の要望に応じて職員を派遣し、各種保健福祉サービス等に関する出前講座や説明会を開催し、市民への情報提供に努めます。	高齢者福祉課 障がい福祉課 健康増進課	R1 A R2 A R3 A R4 A R5 A	【高齢者福祉課】 介護予防講演会を2か所で開催し101人、認知症サポーター養成講座は28か所で開催し、725人の受講がありました。また、新たにさいき在宅医療・介護連携推進フォーラムを開催し、講演会のほか、福祉用具の展示や介護職の展示などを行いました。 【障がい福祉課】 精神疾患の理解を深めるための「こころの健康講演会」を米水津及び弥生地区で実施しました。 【健康増進課】 地区巡回のサロンや老人クラブ等の通いの場や依頼のあった地域の団体の教室等で、保健師や管理栄養士等が、健康に関する情報提供や講話を実施しました。	【高齢者福祉課】 今後も出前講座等の地域に出向いた情報発信に努めます。 【障がい福祉課】 これまで各地区で開催したことにより疾患への理解が進んでいると考えています。今後も継続して実施していく予定です。 【健康増進課】 今後も引き続き、地域の要望に応じて、地区巡回による健康教育や地域の団体の教室等に対し、要望に応じた健康に関する情報提供等に努めていきます。	A
43	最新の地域資源マップ情報の提供	・ホームページ等で、保健福祉に関わる本市の地域資源情報を収集・整理した「地域資源マップ」の最新の情報を提供します。	福祉保健部	R1 A R2 A R3 A R4 B R5 A	高齢者を対象とした福祉サービスガイドブックは、佐伯市のホームページの「福祉・介護」からも閲覧、ダウンロードできるようにしております。また、地域資源については、社会福祉協議会のホームページにおいて作成されたものを、市ホームページにおける生活支援体制整備のページから外部リンクし、アクセスできるようにしました。こどもや障がい者を対象とした福祉サービスの情報提供は、それぞれ冊子を作成して周知を行っております。	ガイドブックは、今後も更新に努め、ホームページ等での周知と、分かりやすい表示や説明にここがけていきます。また、これからの地域共生社会に対応するため、情報共有の一元化についても今後も関係各課で検討を進めます。	A

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況		令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
44	障がい者に配慮した情報提供の推進	・市報の点訳・音訳や、各種講演会への手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実・強化に努めます。 ・ウェブアクセシビリティ*に関する法令等を適切に反映できるホームページへの更新に取り組みます。	障がい福祉課 秘書広報課	R1	A	【障がい福祉課】 手話通訳者・要約筆記者の派遣は、通院時支援等の当事者への派遣、各種団体、市主催行事等への派遣を行いました。(手話通訳者の派遣87回/年・要約筆記者の派遣 27回/年) 【秘書広報課】 ホームページで提供される情報を誰もが支障なく利用できるよう、随時、記事ページの修正作業や関係職員への周知等を行いました。	【障がい福祉課】 手話通訳者・要約筆記者の派遣を引き続き実施します。行事等への派遣を広げるため行事等主催者へ情報提供を行います。 【秘書広報課】 常に更新されるホームページの記事のウェブアクセシビリティ確保のため、関係職員に対する周知等に継続して取り組みます。	A
2 相談支援体制の充実(45～52)								
45	保健福祉全般に関わる相談支援体制の整備・充実	・社会福祉協議会をはじめ、保健福祉に関わる様々な機関・団体との連携により、相談支援体制の整備・充実を図り、気軽に利用しやすい体制づくりに努めます。 ・市町村の責務として位置づけられた、包括的な相談支援体制の整備について検討します。	高齢者福祉課 障がい福祉課	R1	A	【高齢者福祉課】 市内3圏域の包括支援センターでの相談件数は増加をたどっており、直営包括である第1圏域の相談員他センター職員は、第2・3圏域の包括支援センターの後方支援を行いながら、相談しやすい体制づくりに取り組んできました。困難案件や複合的な課題を抱える案件にも、関係部署・関係機関と連携を取りながら対応しています。 【障がい福祉課】 佐伯市障がい者相談支援センター「すきっぷ」で様々な相談を受け付け必要な支援につなげています。また、各地区に相談員を設け身近な相談に応じています。	【高齢者福祉課】 困難案件や複合的な課題を抱える案件では、解決までに時間がかかることもあり、今後さらに増えていくと予想されるため、令和6年4月から創設された福祉の総合相談窓口や間系部署・関係機関とさらに連携を深め、包括的な相談支援体制の整備に取り組んでいきます。 【障がい福祉課】 「すきっぷ」の相談件数は増加しており総合的な相談窓口として役割を果たしています。今後は、一層の周知を図っていきます。	A
46	高齢者に関わる相談支援体制の充実(佐伯市地域包括支援センター)	・地域包括支援センターを平成33年度(2021年度)を目標に3箇所を増やすこととし、これまで以上の体制強化を行います。体制としては、圏域1の佐伯・上浦に直営の地域包括支援センターを1箇所、圏域2の弥生・本匠・宇目・直川、圏域3の鶴見・米水津・蒲江に、それぞれ民間活力の導入による地域包括支援センター(委託)を設置することとします。 ・地域住民が1箇所ですべての総合相談や介護保険等の手続きができるようワンストップ相談窓口を振興局単位で設置し、専門的知識を有する職員の配置等を検討します。	高齢者福祉課	R1	B	市内3か所に設置された包括支援センターの相談件数は増加をたどっており、相談員のみでの対応は厳しい状況で、三職種の専門員や他職員も協力しながら相談対応を行い、迅速に対応できるよう取り組んでいます。	相談内容が高齢者本人のみならず、家族の事や多岐にわたる複合課題を抱えた案件も増えてきており、引継や解決に至るまで時間がかかっており、今後は関係部署・関係機関とさらに連携を深めていき、相談体制の整備に努めていきます。	B
				R2	A			
				R3	A			
				R4	B			
				R5	B			
47	障がい者に関わる相談支援体制の充実	・障がい者からの相談に対応する相談支援専門員が、障がい者への福祉サービスの利用支援や権利擁護のために必要な援助等を行います。	障がい福祉課	R1	A	佐伯市障がい者相談支援センター「すきっぷ」で障がい者相談支援専門員3名(「清流の郷 障害者相談支援センター」・「相談支援事業所ライフネット」・「相談支援事業所まるまる」の3事業所に一般相談支援事業を委託)が障がい者(児)の生活や福祉に関する問題などについて、相談に応じ、情報の提供、助言やサービス事業所への連絡調整などを行いました。 (令和5年度 各相談延べ件数 2,335件)	障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた生活支援のための機能の基幹となる相談支援体制は、必要不可欠なものであり、今後も「すきっぷ」を中心として、障がい者の悩みやニーズに応じた福祉サービスの提供につなげられるよう、相談体制の充実を図ります。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4	A			
				R5	A			

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況		令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
48	児童に関わる相談支援体制の充実	・家庭児童相談室や地域子育て支援拠点等の相談窓口の充実を図ります。 ・児童相談所等の専門機関との連携の充実・強化に努めます。	こども福祉課	R1	A	家庭児童相談員（4名）及び母子父子自立支援員（2名）を配置し、子どもに関わるあらゆる相談に対応しました。 また、児童家庭支援センターHOPEとの連携により、支援が必要な家庭への直接訪問を通して見守り支援を行いました。	家庭児童相談員や母子父子自立支援員が各家庭の困りに応じた相談対応を行いました。 また児童家庭支援センターHOPEの家庭訪問を通じての見守り支援により、より細やかな支援が図れるようになりました。 今後もさらなる相談窓口の充実が図られるよう、関係機関との連携強化に努めます。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4	A			
				R5	A			
49	健康づくりに関わる相談支援体制の充実	・保健センター等で市民からの健康づくりに関わる相談に対応するとともに、市民が相談しやすい体制づくりに取り組みます。 ・広報やホームページを通じて相談窓口の周知を図ります。	健康増進課	R1	A	各種教室や地区巡回型の老人クラブやサロン等での個別健康相談を行いました（延117回、延753人）。また、和楽において、来所や電話による保健指導や栄養指導を行いました。（所内相談は述べ136人、電話相談は285人）。サロン等での健康相談の回数を年2回から年1回へ変更したこと、健診事後保健指導対象者の減少や健診事後保健指導対象者への訪問実施率が高いことから、所内相談・電話相談は減少しました。	各種相談の利用者は、65歳以上が多く占めています。働き盛りの市民にも、より相談しやすい環境になるように、引き続き、相談窓口の周知等を努めると共に、健康相談の機会の提供場所の見直し等を進めていきます。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4	A			
				R5	A			
50	生活困窮者に関わる相談支援体制の充実	・就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立等により生活困窮に陥っている人の把握に努め、生活困窮者自立相談支援機関につなぎ、関係部署、専門機関と連携して支援に努めます。	社会福祉課	R1	B	佐伯市くらしサポートセンター「きずな」で主任相談支援員・相談支援員・就労支援員の3人で生活困窮者からの相談に包括的に対応しています。月1回の支援調整会議や年1回の支援連絡会により、関係機関との連携を深め、支援を進めています。 また、社会福祉課に生活保護の相談にきたものの該当しなかった方については、必要に応じて佐伯市くらしサポートセンター「きずな」に繋ぐなど、支援が必要な方に適切な支援の手が差し伸べられるよう努めています。	市と佐伯市くらしサポートセンター「きずな」の両方で情報共有を図ることで、相談者それぞれの状況に応じた支援を実施することができました。 全国的にエネルギー・食料品価格の物価高騰が続いているため、今後の相談者数には注意が必要です。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4	A			
				R5	A			
51	人権に関する相談支援体制の充実	・部落差別をはじめとする様々な人権問題について、関係機関と連携し、相談支援体制の充実、強化を図ります。	福祉保健企画課	R1	B	県主催のDV相談員等研修会に参加し、DV被害者等に対する支援に関する知識を深め、相談実演などを行い相談担当者のスキルアップを図りました。 相談情報を広報周知するために、市公式ホームページ掲載や市公式SNSで情報を発信し、相談窓口の紹介を行いました。 また、令和5年11月27日～12月3日にさいき城山桜ホールにて相談窓口についての啓発展示を行いました。	相談者が直面する不安や精神的なダメージなどの問題解決に向けて、福祉保健企画課が中心となって庁内での横断的な連携を図り、関係団体と協力し、問題解決や精神面のサポートを行い、早期回復軽減に努めました。	A
				R2	B			
				R3	A			
				R4	A			
				R5	A			

No.	施策名	施 策 内 容	担当部署	実施状況		令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
52	教育相談支援体制の充実	・ 不登校等の早期解決に向け、教育支援センターを中心に児童生徒、保護者の相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*の効果的な活用を進めます。 ・ 障がいのある幼児・児童・生徒を支援するため、「佐伯市子ども特別支援ネットワーク」による教育・保健・福祉・医療等の関係機関の連携を強化し、教育相談体制、個別支援活動の充実を図ります。	学校教育課	R1	B	教室「グリーンプラザ」において、不登校の児童生徒に対し、社会的自立を促し、集団への適応力を高めるための取組をすすめています。また、全ての小・中学校にSCとSSWを配置するとともに、登校支援員の配置（2校）と校内での別室設置、hyper-QUという「学級集団満足度調査」の年2回実施と結果を基にした分析会議及びそれを踏まえた指導支援に取り組んでいます。さらに、不登校の子どもを持つ保護者が思いを語り合える場として「不登校を考える親の会」を、昨年10月から設置し、毎月第3日曜日の午後にグリーンプラザで取組を行っています。 特別な教育的支援を要する児童生徒への対応においても、個の特性に応じた支援が適切におこなえるよう、医療、福祉、教育等の関係者からなる「個別支援チーム」や専門家による「個別支援チーム会議」の設置、更には、医師等を招き、医療的立場からの助言を仰ぐ「学校メディカルサポート」などの取組も進めています。	SCや臨床心理士によるカウンセリングをとおして、改善が見られたケースや、登校支援員のサポートにより教室復帰につながったケースなど、様々なかたちで個の困りの解消が図られており、全国的に不登校児童生徒が増加傾向にある中、佐伯市では減少に転じることができました。学校だけでは解決に時間を要したり、解決が困難であったりする諸問題に、積極的に関わることができたことは学校現場からも高い評価を得ています。 ただし、SCやSSWの人数は、それぞれ6名と4名であり、1校あたりに関わることができている時間に限りがあります。常時、学校にいて、いつでも対応できる即時性が求められているので、今後も増員に向け努力するとともに、相談・支援体制の更なる充実を目指す必要があります。 また、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の専門性の向上を図るための研修や連絡会の充実も併せて行っています。	A
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	A			
3 福祉サービスや健康づくり事業の充実（53～57）								
53	高齢者福祉サービスの充実	・ 「佐伯市老人福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスや高齢者福祉サービスの充実を図ります。	高齢者福祉課	R1	B	第8期計画（令和3年度～令和5年度）に基づき、介護保険・高齢者福祉サービスの提供を行いました。	高齢者の日常生活の支援や充実を図ることができました。 今後も、必要に応じて事業の見直し等を行いながら持続可能なサービス提供に努めます。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			
54	障がい福祉サービスの充実	・ 「佐伯市障がい者計画」、「佐伯市障がい福祉計画」、「佐伯市障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業、その他の障がい者に関わるサービスの充実を図ります。	障がい福祉課	R1	A	各種の計画に基づき、自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等の障がい福祉サービスを提供しており、各サービスの利用実績も概ね見込量に沿ったものとなっています。	引き続き各事業所と連携を行い、より適切なサービスの提供に努めます。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4	A			
				R5	A			
55	子育て支援サービスの充実	・ 「佐伯市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健全育成や子育て支援に関わるサービスの充実を図ります。	こども福祉課	R1	A	佐伯市子ども・子育て会議において第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画がスタートしています。計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間で、対象者は小学生までの子どもです。第1期に引き続き「いつも子どもがまんなか」を基本理念に、教育保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定め、計画に沿って各施策を展開しました。令和5年度は令和6年度に策定する第3期計画に向けて、市民向けのニーズ調査を実施しました。	令和7年度を計画開始期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、利用者の意見を把握しサービスの充実を図ります。	A
				R2	A			
				R3	A			
				R4	A			
				R5	A			
56	健康づくり事業の充実	・ 「佐伯市健康づくり計画」に基づき、母子保健事業や食育事業、成人保健事業等の健康づくり関連事業の充実を図ります。	健康増進課	R1	A	第3期佐伯市健康づくり計画に基づき、各種保健事業を実施しました。 成人保健分野では、特定健診・各種がん検診及び健診事後指導、各種健康教室、健康な生活を支える環境整備等を通じた栄養・運動指導等、生活習慣病の発症・重症化予防に取り組みしました。 母子保健分野では、「基本的な生活習慣の定着による乳幼児期からの健康づくり」を重点事業とし、あらゆる保健指導の機会を利用し、普及啓発に努めました。	計画に基づき、「健康寿命の延伸」達成に向け、全ライフステージを通じた「生活習慣病の発症・重症化予防」の徹底に努めます。また、発症・重症化予防を目標にしたハイリスクの方だけでなく、広く市民の方を対象にしたポピュレーションアプローチも重点事業の一つとして取り組んでいます。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況		令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
57	こころの健康づくりの推進	・精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる取組を推進します。 ・精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を目的に、自殺予防のためのこころの健康づくりを推進します。 ・誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策計画を策定します。	障がい福祉課	R1	B	佐伯市自殺対策計画に沿って、中学校2校で思春期こころの健康講演会を開催し、高校生にはパンフレットを配布しました。また、2地区で講演会を行い、精神疾患に関する知識の普及・啓発に努めました。	講演会の開催やパンフレットの配布等により、若年者にこころの健康に関する知識を普及させることで自己肯定感を高め、こころのSOSを早めに発信できるような意識の向上を図るとともに、こころの体温計をホームページに掲載することにより、こころの健康や精神疾患について、地域住民の理解を深め、病院受診などにつなげていきます。	A
				R2	B			
				R3	B	メンタルチェックアプリ「こころの体温計」を市のホームページに開設しセルフチェックと相談窓口の周知を図りました。		
				R4	A	自殺対策強化月間には、市報により自殺対策における普及啓発の促進を掲載し広く周知しました。		
				R5	A			
4 権利擁護体制の充実(58～62)								
58	障がい福祉サービス利用に関わる権利擁護体制の整備	・障がい福祉サービスの利用者が適切にサービスを受けるとともに、サービス利用時に発生するトラブル等を適切に解決できるよう、必要な支援の仕組みづくりに取り組みます。 ・虐待防止や成年後見制度の利用支援等、障がい者の権利擁護に関わる支援を行います。	障がい福祉課	R1	A	佐伯市障がい者相談支援センター「すきっぷ」に相談支援専門員を3名を配置し、福祉サービスの利用について、適切な相談支援を行いました。	相談支援については、相談件数も増加しており、相談内容も多種多様となっています。今後も関係機関や福祉サービス事業所等と連携しながら、個々に応じた支援を行っていきます。	A
				R2	A			
				R3	A	障がい者の虐待防止にかかる24時間電話対応や佐伯市成年後見支援センターと連携しながら、権利擁護の取り組みを継続しています。	虐待防止にも引き続き取り組み、成年後見制度の利用支援等を行っていきます。	
				R4	A			
				R5	A			
59	高齢者に対する権利擁護対策の充実(佐伯市地域包括支援センター権利擁護業務)	・地域包括支援センターにおいて、虐待防止や成年後見制度の利用支援等、高齢者の権利擁護に関わる支援を行います。	高齢者福祉課	R1	B	令和5年度の権利擁護(虐待・成年後見等)に関する相談対応は112件あり、虐待と認定した案件はないものの、終結していない案件や経過観察中の案件もあります。高齢者の権利擁護のために法令を遵守し、関係部署や専門家に相談しながら、相談対応に取り組んでいます。	本人対応だけでなく、家族対応へ時間が取られたり、法律の専門知識が必要な案件がとて多く、終結までの時間が長くなっている案件もあります。法律にかかわる部署や専門家に相談をしながら、出来るだけ迅速な対応・終結に向け取り組んでいます。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			
60	成年後見制度の利用支援	・認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等で成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、経済的理由等で制度を利用できない人に対して、「成年後見制度利用支援事業」において、必要な費用の助成等を行い、制度の利用を支援します。また、成年後見制度の相談窓口として、成年後見支援センターの設置を検討します。 ・今後、高齢者や障がい者等で成年後見制度の利用ニーズが増えることが予測されるため、市報やパンフレット、インターネット、ケーブルテレビ等の様々な媒体を活用して、周知活動を行います。	高齢者福祉課 障がい福祉課	R1	B	【高齢者福祉課】 令和3年7月に「佐伯市成年後見支援センター」を開設し、広報・相談・市民後見人養成・受任者調整・法人後見の受任等成年後見制度の利用を促進するための中核となる機関として、幅広い活動を行いました。 また、生活に困窮している方でも成年後見制度を利用できるようにするため、成年後見制度利用支援事業を活用し、1件の報酬助成を行いました。	【高齢者福祉課】 「佐伯市成年後見支援センター」は令和5年度には113件の相談対応を行い、法人後見業務として、2件を受任しました。また、市民後見人養成講座を開講し、11人の人材を育成しました。また、フォローアップ研修も実施しました。市民後見人1名は、法人後見支援員として従事しています。 今後も同センターを中心に、専門職や家庭裁判所と連携して、成年後見制度の利用促進に努めていきます。	A
				R2	A	併せて、各種認知症事業の行事やケーブルテレビやFMさいきにより、成年後見制度についての周知活動も行っています。		
				R3	A			
				R4	B	【障がい福祉課】 令和3年7月に「佐伯市成年後見支援センター」を設置し、広報・相談を行い利用促進に努めています。また、佐伯市成年後見制度利用支援事業により利用者に対し支援を行っています。	【障がい福祉課】 成年後見支援センターでの相談支援を行うことにより、市民への周知が図られ、利用者の利便性も高まっています。今後、障がい者や家族の高齢化に伴い制度利用者の増加が見込まれます。	
				R5	A			

No.	施策名	施 策 内 容	担当部署	実施状況		令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
61	悪質商法等に関する情報提供の推進	・市報やパンフレット、インターネット、ケーブルテレビ等で、悪質商法等に関する啓発や情報提供を行います。 ・悪質商法への理解を深めるため、地区やPTA、各種会合（集会）等の場を利用し、双方向の話ができるような出前講座等を検討します。	市民課	R1	B	警察等の関係機関と連携し、短期間に急増した相談等については、ケーブルテレビ文字放送や市ホームページを利用し、迅速に注意喚起・情報提供を行いました。そのほか、日本文理大学附属高等学校より依頼を受けて消費生活出前講座を実施し、身近に潜む悪質商法の事例や起こり得るトラブルについて紹介しました。	悪質商法等に関する啓発や情報提供は行っていますが、より理解を深めてもらうため、地区やPTA、各種会合（集会）の場を利用し、双方向の話ができるような出前講座を積極的に行っていく必要があります。トラブルの対象は子どもから大人まで広範囲にわたっているため、今後は学生（小中高）に向けた消費者教育も積極的に行っていく必要があります。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			
62	悪質商法等に関する相談窓口の充実	・市報やパンフレット、インターネット、ケーブルテレビ等の様々な媒体を活用して、相談窓口（消費生活センター）の周知を行います。 ・県の男女共同参画プラザ（アイネス）等の関係機関との連携も強化しながら、相談窓口の充実を図ります。	市民課	R1	B	H28年度から消費生活センターを設置し、相談員を2名配置しました。常時相談員が対応できる体制となっており、より相談しやすい環境を整えています。R5年度の年間相談件数は286件でした。また、相談員に加え行政職員も国や県（アイネス）の研修を受け対応能力の向上に努めるとともに、関係機関との連携を深め、迅速な処理等に努めました。そのほか消費生活センターでカレンダーやポケットティッシュ、ウェットティッシュ等を作成し、街頭配布、来庁者配布を行い、若年者、高齢者等に対し相談窓口の周知・啓発を図りました。	常時、相談を受ける体制は整えており、また相談員の質の向上のため、知識が不足している分野、法改正のある分野について研修に参加し、常に新たな知識を得よう努めています。また、手に取りやすい消費生活啓発グッズを作成・配布し、幅広い世代へ相談窓口の周知・啓発を行う必要があります。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			

基本目標4 安全・安心なまちづくり

A 順調に推移

B 概ね順調に推移

C やや不足していた

D 不足していた

1 地域ぐるみの防犯・防災対策の推進(63~68) 2 誰にでもやさしいまちづくりの推進(69~75)

【行政の取組】

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況	令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
1 地域ぐるみの防犯・防災対策の推進(63~68)							
63	佐伯市避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)の推進	・市で作成した避難行動要支援者名簿のうち、避難支援等関係者に情報を提供することに同意した人の名簿をもとに、各地区での避難支援プラン(個別計画)の作成により、避難体制等の強化につながるよう、事業の推進を図ります。	社会福祉課	R1 C R2 C R3 C R4 B R5 B	避難行動要支援者名簿を市内全地区へ提供し区長会等で個別計画の作成を依頼しました。 【令和2年度末数値】 同意者数:1,650人 作成者数:915人 作成率55.5% 【令和3年度末数値】 同意者数:1,568人 作成者数:906人 作成率57.8% 【令和4年度末数値】 同意者数:1,362人 作成者数:882人 作成率64.8% 【令和5年度末数値】 同意者数:1,208人 作成者数:825人 作成率68.3%	個別避難計画の作成については、区長会に依頼してきましたが、作成率は横ばいの状況が続いており、現状のやり方では限界があると感じています。そこで、民生委員児童委員協議会に協力を依頼し、個別避難計画の作成に民生委員の協力を得られることとなりました。また、避難支援者になることの負担が大きいとの声を受け、避難支援者への保険の検討を開始しました。 また、専門的な支援が必要となる方については、福祉保健企画課が中心となり、福祉専門職との連携し、モデルケースの作成を開始しました。	B
64	地域防災力の強化	・各地区自主防災組織について、市内全地区での設立を推進するとともに、「自主防災組織活動事業費補助金」制度等により、組織の育成や活動の活性化に努めます。 ・エリア防災力の向上のため、近隣の自主防災組織間の連携について検討します。 ・地域の防災意識の醸成のため、防災士の育成、フォローアップに取り組み、地域避難訓練の参加者率の向上に努めます。	防災危機管理課	R1 B R2 B R3 B R4 B R5 B	・自主防災組織活動事業費補助金制度については、防災資機材備蓄事業は15組織、備蓄食料等整備事業は44組織が活用した。 ・11月に実施した全市一斉「地域避難訓練」には、248地区10,962名の市民が参加した。 ・地区防災活動リーダーとなる防災士も新たに29名を養成した。また、各地区防災士約50名に防災士スキルアップ研修を実施した。	・備蓄食糧等整備事業については、期限切れに向けた買い替え等により、件数15件から44件に、金額2,514,539円から7,645,455円と件数・金額ともに約3倍となり、地域防災力の強化が図れた。 ・全市一斉地域避難訓練では、コロナの5類移行等の影響により、前年よりも参加地区17地区、参加者2,447人増加した。引き続き、実施率の低い山間部への実施の呼びかけを行うなど、地域避難訓練の参加者率の向上に努めます。	B

No.	施策名	施 策 内 容	担当部署	実施状況		令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
65	消防団員の更なる入団促進と消防団協力事業所表示制度の拡充	・ 基本団員をはじめ、機能別団員、女性団員の入団促進に努めるとともに、消防団協力事業所表示制度*の拡充を図り、消防団員の活動・環境づくりに努めます。	消防総務課	R1	B	市報及びFMラジオやCTS等、メディアを活用したPRや団員による個別訪問を行った。他、女性団員による女性団員募集のチラシや、消防キャラクターを活用したシール等のグッズを作成し、各種イベントにて配布を行った。消防団協力事業所では、各方面隊を通じ加入促進をおこなった結果、事業所の加入があった。また、団長・方面隊長会議にて団員の負担軽減のため出初式及び操法大会のあり方を再検討し、見直しを図った。	市報及びFMラジオやCTS等でのPRについて、一定の効果はあったが、今後は幅広い年齢層、特に若年層の団員確保のためSNSを用いたPR活動も合わせて行っていきたい。一方、以前から行っている、地域に根付いた団員が戸別訪問をすることは、お互いに顔見知りである利点も活かし、新規の団員確保に重要な役割を果たしていることから、今後も継続していきたいと考えている。今年度新たな試みとして、女性団員によるチラシや消防キャラクターを活用したシール等のグッズを作成し、女性及び将来の消防団員である子供へ向け積極的にPR活動を行った。まだ結果は出ていないが、今後も新しいチラシやグッズを作成しPRを続けていきたいと考えている。消防団協力事業所では、事業所の加入があり、今後も消防団活動に理解と協力をしてくれる事業所の加入促進を継続していきたい。また、団員の負担軽減のため、消防団員アンケートの結果から、負担と感じている出初式や操法大会のあり方を再検討し、団員確保、特に退団者の抑制に今後も繋げていきたいと考えている。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			
66	防災情報システムの充実	・ 大雨や台風、地震、津波等、あらゆる災害に対応できるよう、防災情報システムの充実ならびに「防災・行政ラジオ」の配布により、情報伝達手段の複合化を進めます。 ・ 防災に関する情報をインターネットやケーブルテレビ等を通じて提供できるよう、防災情報の提供体制の充実・強化を図ります。	防災危機管理課	R1	B	防災・行政ラジオの難聴エリアの解消に向け、新たな中継局及びギャップフィラーの整備に着手し、R6年度工事完了予定となった。	ラジオ難聴エリアを解消することにより、本市全域に地形的な理由による地域格差のない防災・行政情報を提供し、災害時における情報伝達の充実が図られる。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			
67	高齢者の見守り活動の促進	・ ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、急病、火災、事故等の緊急事態に対処するための緊急通報システム装置を設置します。また、高齢者等地域支えあい体制づくり支援事業（緊急情報キット事業）を実施することにより、高齢者の不安を軽減し生活の安全を確保します。 ・ 大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクトにより、市内事業所と協定を締結し、見守りネットワークの充実を図ります。	高齢者福祉課	R1	B	・緊急通報システムにより、高齢者からの毎朝の安否確認や、緊急通報29件、困りごとの相談117件がありました。3月末現在、296人が利用しています。 ・大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクトと連携した事例はありません。SOSネットワークの事前登録に繋げることが広域的な見守りにも繋がるため対象者には登録を勧めました。	・緊急通報システムにより高齢者の不安軽減や緊急時の対応を行うことができていますが、固定電話回線を持っていない、近所に駆け付けれる協力員たりえる人がいない、などで設置台数が減少してきております。民生児童委員が訪問し設置する緊急情報キット、各種介護予防サービス等とも連動し、高齢者の見守り体制を強化し、高齢者の不安を軽減し、生活の安全確保に努めています。 ・コミュニティセンターを中心とした、既存の組織やボランティアを活用したネットワークも構築していきます。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			

No.	施策名	施 策 内 容	担当部署	実施状況		令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
68	子どもの見守り活動の促進	・ 市民や学校、関係団体との協働により、地域ぐるみでの防犯の促進を図ります。	学校教育課 社会教育課 こども福祉課	R1	A	【学校教育課】 PTAや自主防犯パトロール隊・地域ボランティアの協力により、登下校の交通指導等、コミュニティ・スクールの取組も活用しながら、各学校ごとに見守り活動が取り組まれました。また、不審者情報は、警察とも連携しながら、早急に幼稚園、小・中学校で情報共有するとともに、青色パトロールカーによる巡回等も行いながら、安全確保の取組を進めました。	【学校教育課】 これまでの取組を継続するとともに、学校、家庭、地域や警察等の関係機関との連携を常に見直しながら、取組の充実を図っていきます。	A
				R2	A	【社会教育課】 「協育」ネットワークを活用して、すべての小学校区で子どもの登下校時の見守り活動（安心・安全パトロール）を行い、1年間で延べ23,587 名が見守り活動に参加しました。また、各校区において「校区ネットワーク会議」を組織し、子どもを中心とした地域づくりを進め、地域で子どもを育てる気運の醸成を図りました。	【社会教育課】 令和5年度は新型コロナウイルスの影響が少なくなり、見守り活動への参加者は増えました。 地区公民館のコミュニティセンター化が進んでおり、地域の枠組みが変わる中で、これまでの取組みが継続できるように、地域で子どもを守るネットワークの強化を図って行くことが必要と考えます。	
				R3	A	【こども福祉課】 不審者や脅迫メールについての情報を児童館や児童クラブ等に提供し、注意を喚起するとともに、児童の安全に留意しました。また、各児童クラブにおいて安全計画を策定しました。	【こども福祉課】 児童クラブ、拠点事業、保育所等で、研修や避難訓練で、不審者対策を行っており、学校等からの情報を児童館や児童クラブに提供しています。	
				R4	A			
				R5	A			
2 誰にでもやさしいまちづくりの推進（69～75）								
69	公共交通網の確保及び生活交通体系の構築の検討	・ 「大分県南部地域公共交通網形成計画」（平成29年7月）、「佐伯市地域公共交通網形成計画」（平成30年9月）に基づき整備したコミュニティバス等の公共交通網について、利用状況等の検証をしながら運営していきます。 ・ 市民のニーズに応じた新たな交通手段の導入を検討します。	地域振興課	R1	B	引き続きコミュニティバスの運行を継続しました。 宇目地域では、民間バス路線が路線休止となる宇目地域から豊後大野市（旧三重町）間の代替として、デマンド運行の実証実験を開始しました。 直川地域では、コミュニティバスの利用促進のための動画作成に携わりました。 また、地域公共交通計画を策定し、佐伯市における公共交通の分析と課題の抽出を行いました。	利用者の利便性の向上が図られました。 令和6年度に佐伯市地域公共交通利便増進実施計画を策定し、市民のニーズに応じた具体的な公共交通網の見直しを図ります。 また、運転士不足や地域の高齢化といった課題解決のため、ささえあい交通推進事業や自動運転社会実装推進事業の取組を進めていきます。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			
70	道路等のバリアフリー化	・ 子どもから高齢者まで、様々な市民の利用に配慮しながら、公共施設や道路等の整備・改善を計画的に実施します。	建設部	R1	B	道路空間の整備として、歩道の段差解消・勾配の改善、障がい者誘導用ブロック張替等、バリアフリーに配慮した整備が推進できました。	道路利用者の安全性の確保及び利便性の向上が図れました。今後も各種長寿命化計画等に基づき、関係部署と連携を図りながらバリアフリー化の推進を進めていきます。	B
				R2	B			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			
71	障がい者に配慮した公共施設の点検整備	・ 障がい者が自らの意思で自由に外出したり積極的に社会に参加したりできるよう、公共施設のバリアフリー化や障がい者に配慮した設備等の点検整備に努めます。	障がい福祉課	R1	B	自立支援協議会権利擁護部会にて、不便スポットの改善において、佐伯駅での、現地調査及び今後の施設利用について意見交換を行いました。	公共施設等の設備の点検や改善箇所を随時確認し、施設のバリアフリー化について、関係部署に働きかけていきます。	B
				R2	A			
				R3	B			
				R4	B			
				R5	B			

No.	施策名	施策内容	担当部署	実施状況		令和5年度の具体的な取り組み	効果と反省	評価
72	高齢者や障がい者の住宅改修への支援	・介護保険サービスの「住宅改修費支給」や「佐伯市在宅高齢者住宅改造助成事業」等により、高齢者が在宅生活を継続するために必要な住宅改修に関わる費用を助成します。 ・障がい者についても、「日常生活用具給付等事業」や「在宅重度障がい者住宅改造助成事業」により、在宅の重度障がい者等が在宅生活を送るために必要な住宅改修に関わる費用を助成します。	高齢者福祉課 障がい福祉課	R1	B	【高齢者福祉課】 住宅改修費支給309件20,391千円、在宅高齢者住宅改造助成事業17件4,189千円の助成を行いました。	【高齢者福祉課】 高齢者の在宅生活での自立支援や介護負担の軽減が図られました	B
				R2	B			
				R3	B	【障がい福祉課】 在宅の重度障がい者等が在宅生活を送るために必要な住宅改修に関わる費用を3件助成できました。また、日常生活用具給付等事業で、在宅の重度障がい者の生活環境整備の促進を図りました。	【障がい福祉課】 高齢者福祉課との連携を密にして、適切にサービスを提供できるよう事業を進めています。	
				R4	B			
				R5	B			
73	空家等の「予防」「適切な管理」の推進	・良好な住環境を確保するため、「佐伯市空家等対策計画」に基づき、所有者に空家等の発生予防や適切な管理に努めてもらうための啓発を行うとともに、補助対象となる老朽危険空き家については除却費用の補助を行います。	コミュニティ創生課	R1	B	・本年度は佐伯市空家等対策協議会を2回開催し、4件について特定空家等の認定を行いました。 ・本市で初めて、特定空家等に認定した物件のうち1件について、行政代執行を実施しました。	・本年度佐伯市空家等対策計画に基づく特定空家等に5件認定しました。 ・特定空き家等に認定した物件のうち1件は、上屋が広範囲にわたって崩落したことから、近隣住民の生命財産に影響を与える可能性の高まりにより、所定の手続きを経て行政代執行を実施し、安心安全な市民生活を守ることができました。	A
				R2	B	・例年の取組として「空き家は自己責任で管理してください」のチラシを固定資産税対象者全員に配布し、空き家の管理に関する啓発を行うことで所有者等に空き家の適正管理（活用・処分・管理）について周知を図ることができました。	・課税対象者全員にチラシを配布することで、空き家の適切な管理について周知ができました。	
				R3	B	・老朽危険空き家の解体に係る除却補助金の募集案内を市報及び市HPに掲載し、市民等に広く周知しました。また32件の老朽危険空き家に対して除却費用の補助を行いました。	・老朽危険空き家除却促進事業補助事業を実施することにより老朽化した危険空き家の除却が進んだため一定の効果が上がっています。老朽危険空き家除却事業では、近年予算不足により年度内に除却ができなかった補助対象者がいることから、令和6年度の老朽危険空き家除却事業補助金を増額しました。	
				R4	A	（老朽危険空き家除却促進事業の事前調査申込件数63件、除却基準該当件数43件、補助申請件数34件、申請辞退件数5件、予算不足4件）		
				R5	A			
74	犯罪被害者等への支援	・犯罪等により被害を受けた者及びその家族、遺族に対し、総合的な窓口として関係機関と連携し、受けた被害の早期の回復及び軽減並びに生活の再建を支援します。	福祉保健企画課	R1	B	県下の犯罪被害者等支援連携会議に4回参加し、犯罪被害者に対する支援に関する知識を深め、相談実演などを行い相談担当者のスキルアップを図りました。	犯罪被害者が直面する経済的な不安、住宅問題、精神的なダメージなどの問題解決に向けて、担当部署が中心となって庁内での横断的な連携を図り、犯罪被害者支援センターと協力し、「犯罪被害者支援見舞金の支給」や生活面や精神面のサポートを行い、早期回復軽減に努めました。それにより、令和5年度は2件の犯罪被害者支援見舞金の支給がありました。	A
				R2	B	犯罪被害者支援制度を広報周知するために、市公式ホームページ掲載や市公式SNSで情報を発信し、ケーブルテレビ行政チャンネルで相談窓口の紹介を行いました。		
				R3	A	また、犯罪被害者週間にあわせて、令和5年11月27日～12月3日にさいき城山桜ホールにて犯罪被害者支援についての啓発展示を行いました。		
				R4	A			
				R5	A			
75	犯罪をした者等への社会復帰支援の検討	・平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」を踏まえ、高齢者、障がい者、未成年者等をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対する社会復帰に向け、更生保護ボランティア等と連携を図り、支援の在り方について検討します。	社会福祉課	R1	B	社会を明るくする運動佐伯大会の実施など、保護司会や更生保護女性会等の関係団体と連携した取組を実施しました。	佐伯市再犯防止推進計画において、「市民の取組」「近隣住民の取組」「地域や関係団体の取組」「行政の取組」を明確にしました。	A
				R2	B	また、犯罪をした者は、立ち直りを決意しても、仕事・住居・生活費等、様々な問題を抱え、再び罪を犯してしまうことが多いことから、再犯防止のための施策を計画的に推進するため、佐伯市再犯防止推進計画を策定しました。	犯罪をした者の多くは、仕事・住居・生活費・健康状態・修学・社会的孤立等の様々な問題を抱えていることから、計画に基づき、それぞれが自分の立場でできることを行うよう周知していく必要があります。	
				R3	B			
				R4	B			
				R5	A			